

南区制70周年記念ロゴマーク等使用承認要領

(目的)

第1条 この要領は、南区制70周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等は、別紙のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマーク等に係る一切の権利は、京都市南区役所が所有する。

(使用の承認)

第4条 ロゴマーク等は、南区制70周年記念事業（以下「記念事業」という。）の趣旨に賛同し、記念事業を推進する取組や、南区が70周年であることを広く周知し、記念事業をPRする取組について、南区長（以下「区長」という。）の承認を得て使用することができる。

2 ロゴマーク等の使用を希望する者は、ロゴマーク等使用申請書（第1号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 南区役所及び関係行政機関が使用するとき。
- (2) 南区役所が共催又は後援する事業において使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他、区長が使用を認めることが適当であると判断したとき。

(使用を認めない場合)

第5条 区長は、次のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を承認しないものとする。

- (1) 記念事業の趣旨に反する、又は品位が損なわれる恐れがあると認められるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又は反する恐れがあると認められるとき。
- (3) 宗教的又は政治的な目的を有するとき。
- (4) 暴力団の活動を助長する、又は暴力団の運営に資する恐れがあると認められるとき。
- (5) ロゴマーク等の使用者が提供する物品やサービス等の品質・安全性を保証する、保証すると誤解を与える、又は誤解を与える恐れがあると認められるとき。
- (6) ロゴマーク等そのものを商品化しようとするとき。
- (7) その他、区長が使用を認めることが適当でないと判断したとき。

(通知)

第6条 区長は、使用を承認したときは使用承認通知（第2号様式）により、承認しないときは使用不承認通知（第3号様式）により、それぞれ通知するものとする。また、区長は、ロゴマーク等の使用に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(遵守事項)

第7条 ロゴマーク等を使用する承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に譲渡、転貸しをしないこと。
- (2) 申請のあった内容以外に使用しないこと。
- (3) デザイン、色等の変更は認めない。
- (4) 使用に当たってはガイドラインに従うこと。
- (5) 使用状況について、写真等により報告すること。ただし、区役所が使用状況を把握できている場合は、その限りではない。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(承認の取消し)

第9条 区長は、ロゴマーク等の使用が本要領に違反していると認められる場合、使用の承認を取り消すことができる。この場合において、区長は、直ちに使用取消通知（第4号様式）を通知するものとする。

(事故、苦情の処理)

第10条 ロゴマーク等の使用の承認を受けた事業等に係る事故、苦情、損害等が発生した場合は、使用者が、自己の責任において必要な措置を講じることとし、南区役所は一切の責任を負わない。

(報告)

第11条 区長は、ロゴマーク等の使用者に対し、その使用に関して必要と認められる場合には報告を求めるとともに、ロゴマーク等の使用中止、又は物品等の回収を求めることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、南区役所が別に定める。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別紙) 南区制70周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ



みんなで繋ぐ、未来のみなみ

【基本形(カラー)】

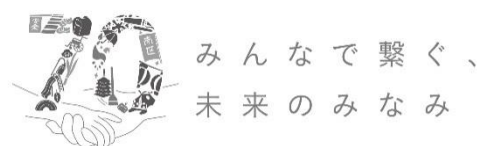


みんなで繋ぐ、未来のみなみ

【基本形(グレースケール)】



【ヨコ組(カラー)】



【ヨコ組(グレースケール)】

南区制70周年記念ロゴマーク等使用申請書

(あて先) 京都市南区長	年 月 日
申請者の住所（企業・団体にあつては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（企業・団体にあつては、名称及び代表者名） 電話 ー

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用について、次のとおり承認を申請します。

事業・取組の名称	
事業・取組の概要、目的	
使用期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで	
希望する媒体 画像データ（ ☐ jpeg ☐ PDF ☐ ai ） / ☐ 紙	
申請者の概要（事業内容、実績等を具体的に記入してください。）	
担当者の連絡先 氏名	電話／FAX : Email :
備考	

※申請に際し、企画書、作製物のイメージ等参考となる資料を添付してください。

【申込み・問合せ先】 京都市南区役所地域力推進室まちづくり担当 〒601-8511 京都市南区西九条南田町 1-3 電話：075-681-3417、FAX：075-671-9653、Email：nan-nan@city.kyoto.lg.jp
--

南区制70周年記念ロゴマーク等使用申請書

(あて先) 京都市南区長	令和7年4月〇〇日
申請者の住所（企業・団体にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区〇〇〇〇〇〇〇〇〇	申請者の氏名（企業・団体にあっては、名称及び代表者名） 株式会社〇〇 代表 〇〇 〇〇 電話 671 - ××××

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用について、次のとおり承認を申請します。

事業・取組の名称 南区制70周年記念ラベル商品の作製	
事業・取組の概要 南区制70周年を記念し、ロゴマークを使用した特別ラベル商品を作製し、 区民の方に南区制70周年をPR	
使用期間 令和7年9月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで	
希望する媒体 画像データ（ ☒ jpeg ☐ PDF ☐ ai ） / ☐ 紙	
申請者の概要（事業内容、実績等を具体的に記入してください。） 南区西九条でお菓子の製造・販売を実施	
担当者の連絡先 氏名 ☐ ☐ ☐ ☐	電話／FAX：075-671-××××
	Email：XXXXXX@XXXXXX.co.jp
備考	

※申請に際し、企画書、作製物のイメージ等参考となる資料を添付してください。

【申込み・問合せ先】

京都市南区役所地域力推進室まちづくり担当
〒601-8511

京都市南区西九条南田町1-3

電話：075-681-3417、FAX：075-671-9653、Email：nan-nan@city.kyoto.lg.jp

令和 年 月 日

様

京 都 市 南 区 長
（担当：地域力推進室）

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用の承認について（通知）

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用について、下記のとおり承認します。

記

1 使用内容

2 使用条件

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用は本件申請内容に限り認めるものであり、本件申請内容以外の目的、方法においては使用しないでください。

3 使用期間

令和 年 月 日

様

京 都 市 南 区 長
（担当：地域力推進室）

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用の不承認について（通知）

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用について、下記の理由により不承認といたします。

記

1 不承認事項

2 不承認理由

令和 年 月 日

様

京 都 市 南 区 長
（担当：地域力推進室）

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用の取消について（通知）

南区制70周年記念ロゴマーク等の使用について、下記の理由のとおり取り消します。

記

1 取消事項

2 取消理由